平成１９年（排）第４３号

排　除　命　令　書

東京都渋谷区神宮前二丁目３１番１２号
株式会社ユナイテッドアローズ
同代表者　代表取締役　岩　城　哲　哉

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　株式会社ユナイテッドアローズは,同社の「ジュエルチェンジズ」と称する小売店舗において一般消費者に販売した,「１５３６－６９９－１５５２」,「６６３６－６９９－０００３」,「６６３６－６９９－０００４」,「６６３６－６９９－０００５」,「６６３６－６９９－０００７」及び「６６３６－６９９－００２５」の６品番に係るストールの取引に関し，平成１８年６月ころから平成１９年９月ころまでの間当該商品の下げ札において行った，当該商品にカシミヤが用いられていないにもかかわらず,あたかも,当該商品の原材料としてカシミヤが７０パーセント用いられているかのように示す表示は,事実と異なるものであり,かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を確認するとともに，今後，当該商品又はこれらと同種の商品の取引に関し，同様の表示が行われることのないよう，次の措置を講じ，当該措置の内容を自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。この措置の内容については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

⑴　当該商品又はこれらと同種の商品の原材料に係る品質表示についてその内容を確認するための社内体制の整備

⑵　当該商品又はこれらと同種の商品の仕入担当者等に対する景品表示法に関する研修

2　株式会社ユナイテッドアローズは，今後，前項記載の商品又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

3　株式会社ユナイテッドアローズは，第１項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ユナイテッドアローズ（以下「ユナイテッドアローズ」という。）は，肩書地に本店を置き，衣料品の小売業を営む事業者である。

2⑴　ユナイテッドアローズは，平成１８年６月ころから平成１９年９月ころまでの間，国内の卸売業者等を通じてネパールから輸入した，「１５３６－６９９－１５５２」，「６６３６－６９９－０００３」，「６６３６－６９９－０００４」，「６６３６－６９９－０００５」，「６６３６－６９９－０００７」及び「６６３６－６９９－００２５」の６品番に係るストール（以下「６品番のストール」という。）を自社の「ジュエルチェンジズ」と称する店舗において一般消費者に販売していた。

⑵　ユナイテッドアローズは，６品番のストールについて卸売業者に下げ札を取り付けさせているところ，当該下げ札の記載内容を自ら決定している。

⑶　カシミヤは，カシミヤ山羊の毛であり，カシミヤを使用した製品は，その光沢や滑らかな触感，保温力に優れていること等から，一般的に高級品として認識されている。

3　ユナイテッドアローズは，６品番のストールを一般消費者に販売するに当たり，平成１８年６月ころから平成１９年９月ころまでの間，当該商品の品質についての十分な確認を行うことなく，６品番のストールの下げ札（例えば「６６３６－６９９－００２５」の品番のストールの下げ札は別添写し）に「カシミヤ　７０％」と記載することにより，あたかも，６品番のストールの原材料としてカシミヤが７０パーセント用いられているかのように示す表示をしているが，実際に

は，６品番のストールにカシミヤは用いられていないものであった。

４　ユナイテッドアローズは，平成１９年９月ころ，６品番のストールの販売を中止した。

５　ユナイテッドアローズは，平成１９年１０月１０日，「お詫びとお知らせ」と題する社告を一般日刊紙２紙に掲載し，一般消費者に対し，６品番のストールにカシミヤが用いられていない事実を明らかにするとともに，当該商品を回収の上，購入した一般消費者に対し商品代金を返還する旨告知した。

法　令　の　適　用

前記事実によれば,ユナイテッドアローズは,６品番のストールの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年１２月２６日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水